

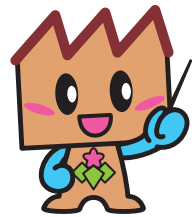
# 統一地方選挙

4月7日（日）

県議会議員選挙

4月21日（日）

市長・市議会議員選挙



4月に、統一地方選挙が行われます。より良いまちづくりのため、必ず投票しましょう。

問い合わせは、選挙管理委員会選挙係（☎内線538・539）へ。

## 投票ができる人

桐生市の選挙人名簿に登録されている人で、下表のとおりです。

## 投票の流れ

### ▼投票所入場券は郵送で

投票所の入場券は、1通に4人分までを記載した「シール式はがき」で郵送します。投票の際は1人分ずつ切り離してお持ちください。

入場券には氏名や投票所名が記載されていますので、お間違えのないよう確認のうえお出かけください。

なお、入場券が届かない、または入場券を紛失した場合

人のために「点字投票」の制度があります。

投票の秘密は固く守られますので、必要な場合は投票所で係員に申し出てください。

## 投票日に行けないとき

### ▼期日前投票

仕事や旅行などで投票日当日に都合が悪い人は、期日前投票ができます。投票できる場所、期間、時間は次ページの表のとおりです。住所にかかわらず、いずれかの期日前投票所で投票ができます。

期日前投票所では、「宣誓書」の記入が必要です。

宣誓書の用紙は期日前投票所に用意しますが、各公民館と市ホームページにもありますので、あらかじめ自宅などで記入して持参することもできます。

### ▼滞在地などでの投票

投票日に仕事などで他市町村に滞在中の人は、所定の手続を行うと滞在先の選挙管理委員会での投票することができます。また、都道府県が指定する病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その場所で投票することができます。

### ▼投票の順序

4月21日は、市長選挙と市議会議員選挙が同時に行われ、最初に市長選挙、次に市議会議員選挙の投票を行います。

### ▼代理・点字投票

病気やけがなどで文字が書けない人のために「代理投票」の制度が、目の不自由な

## 投票ができる人

	県議会議員選挙	市長・市議会議員選挙
年齢要件	平成13年4月8日までに生まれた人（満18歳以上の人）	平成13年4月22日までに生まれた人（満18歳以上の人）
住所要件	平成30年12月28日以前から桐生市に住んでいる人（桐生市の選挙人名簿登録基準日の3か月前）	平成31年1月13日以前から桐生市に住んでいる人（桐生市の選挙人名簿登録基準日の3か月前）
市外へ転出した場合	群馬県内への転出…「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示か、「引き続き県内に住所を有することの確認」を受ければ投票できます。 群馬県外への転出…投票できません。	群馬県内・県外を問わず投票できません。
市内で転居した場合	3月15日までの転居…転居先の住所地の投票所で投票 3月16日以降の転居…転居前の住所地の投票所で投票	4月1日までの転居…転居先の住所地の投票所で投票 4月2日以降の転居…転居前の住所地の投票所で投票

※転入日、転居日はいずれも市に届出をした日のことです。

## 投票所一覧

投票区	投票所名
1	白髭集会所
2	宮前町集会所
3	西小学校校舎※
4	北小学校校舎※
5	東小学校校舎※
6	清流中学校校舎
7	元宿巴集会所
8	旧昭和小学校校舎※
9	南小学校校舎※
10	総合福祉センター
11	境野公民館
12	境野町浜の京東集会所
13	広沢町一丁目集会所
14	広沢保育園
15	広沢小学校校舎※
16	広沢町六丁目集会所
17	一本木会館
18	たかぞの保育園
19	梅田南小学校校舎※
20	梅田二渡集会所
21	馬立集会所
22	桜木小学校校舎
23	相生小学校校舎（後校舎）※
24	相生町三丁目集会所
25	天沼会館
26	小倉会館
27	川内町三丁目集会所
28	しごと工房みやま
29	勇進会館
30	菱町一丁目集会所
31	菱公民館

※印は、体育館から校舎に変更する投票所

投票区	投票所名
32	菱町四丁目集会所
33	上菱集会所
34	相生町五丁目団地集会所
35	間ノ島団地集会所
36	足仲団地集会所
37	たかの巣集会所
38	引田集会所
39	山田集会所
40	清水町会館
41	相生小学校校舎（前校舎）
42	下小友集会所
43	神明小学校校舎※
44	城の岡団地集会所
45	天神町三丁目集会所
46	広沢町五丁目集会所
47	桐生広域林業会館
48	境野小学校校舎
49	板橋住民センター
50	新里北小学校校舎※
51	上鶴ヶ谷住民センター
52	町組集会所
53	新里町保健文化センター
54	野集会所
55	八幡住民センター
56	天神集会所
57	新里東小学校校舎
58	黒保根町山村開発センター
59	上田沢集会所
60	下田沢集会所
61	宿廻集会所

### ▼郵便による投票

身体に重度の障害がある人は、自宅から郵便で投票することが出来ます。

### 選挙公報の配布

前までに投票用紙を請求していただく必要があります。

候補者の経歴や政見などをお知らせする「選挙公報」を

この場合から「郵便等投票証明書」（7年間有効）の交付を受け、この証明書に所定の請求書を添付し、投票日の4日

投票日2日前までに新聞朝刊に折り込みますのでご覧ください。

新聞を購読していない場合

などは、市役所1階の総合案内所、新里・黒保根支所、各公民館、青年の家で配布します。

### 開票と速報

開票はいずれの選挙も投票日の当日、午後8時15分から南体育館で行います。

開票の様子は、市の有権者

## 期日前投票

投票できる期間		投票時間	期日前投票所
県議会議員選挙	3月30日(土)～4月6日(土)	午前8時30分～午後8時	桐生市役所 新里支所 黒保根支所
市長・市議会議員選挙	4月15日(月)～20日(土)		

※住所にかかわらず、いずれかの期日前投票所で投票可能

## 郵便による投票ができる人

手帳などの種類	障害の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫、肝臓の障害	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護5	

であれば参観できますので、希望する人は、開票係員の指示に従ってください。

県議会議員選挙および市長選挙の開票速報は、午後9時から30分ごとに、市役所の市民文化会館側出入口で配ります。

市議会議員選挙の速報は、市長選挙確定後、30分ごとに

行います。

また、市ホームページにも開票速報を掲載します。

### 投票所の一部変更

第3・4・5・8・9・15・19・23・43・50投票区投票所を、体育館から校舎に変更します。投票所名は、左上の投票所一覧をご覧ください。